



2024湘南コモドアズカップ

帆 走 指 示 書

[DP]の表記は、その規則の違反に対するペナルティを、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができることを意味する。

[NP]の表記は、艇は他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは、RRS 60.1(a)を変更している。

1. 【規 則】

- 1.1 本大会には『セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。
- 1.2 本大会は WS 付則 UF “2024 湘南コモドアズカップ版”（帆走指示書末尾添付）に従ってアンパイア制により レースを行う。
- 1.3 2024 湘南コモドアズカップレース公示
- 1.4 2024 湘南コモドアズカップ帆走指示書。
本大会のレース公示と本帆走指示書との間に矛盾が生じた場合、帆走指示書が優先される。

2. 【帆走指示書の変更】

- 2.1 帆走指示書の変更はレース当日 08:30 迄に公式掲示板に掲示する。ただし、レース日程の変更は、前日の 20:00 までに参加者に直接通知する。
- 2.2 海上での帆走指示書の変更の通告はL旗を掲げた本部船より口頭で行われる。

3. 【選手とのコミュニケーション（大会本部、公式掲示板、エントリー受付、実行委員会の特別な指示）

- 3.1 競技者への通告や通知は大会本部付近に設置された公式掲示板に掲示される。
- 3.2 大会本部は葉山マリーナイエローハウス 2F の葉山マリーナヨットクラブ クラブルームに設置する。
- 3.3 出港に際して潮汐等の関係でコモドアズカップ競技艇の出航場所を葉山新港に変更する等、実行委員会が特別な指示を出すことがある。

4. [DP][NP] 【[行動規範]ボートとセール及びボートの識別旗（クラブ旗）】

- 4.1 レース艇は主催団体により用意された YAMAHA30S 4 艇を使用する。参加チームが使用する艇は、実行委員会において厳正に抽選し参加チームに割り当てられる。抽選結果は 11 月 20 日までに参加チームに通知される。尚、このレース艇の抽選結果は救済の要求の対象とはならない（RRS 62 の変更）
- 4.2 各レース艇にはメインセール 1 枚、ジブセール 1 枚、スピナーカー 1 枚が用意される。
- 4.3 本帆走指示書 4.4 が適用される場合を除いて支給されたセールは自由に組み合わせて使用できる。
- 4.4 使用すべきセールのコンビネーションが指定される場合は本部艇より口頭で通告される。
- 4.5 各レース艇は、レース中スターンに自身の所属するクラブ旗（縦 60cm 以下×横 100cm 以下）を掲揚すること。



- 4.6 競技者は帰港後、競技艇を上架し清掃・整理し損傷の有無等をダメージレポートに記入しレース委員会に提出すること。

5. 【陸上で発する信号】

レース運営に関する信号は、陸上では発しない。

6. 【レース日程】

2024年11月23日（土祝）

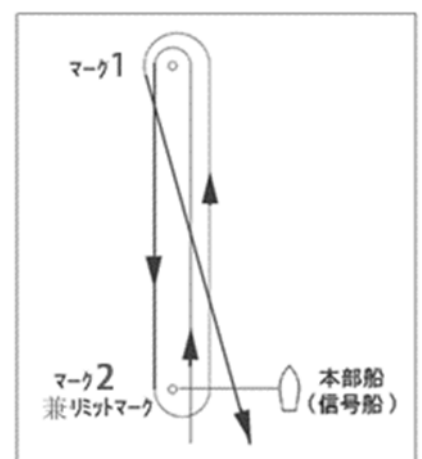
- 08：00 レース本部（090-9349-6132）オープン
08：30 艇長会議（於：レース本部）
09：55 第1レース予告信号予定。第1レース終了後引続き次のレースを行い、最大3レースを予定する。
15：30 表彰式（於：葉山マリーナキャプテンズルーム前広場）
17：00 レース本部解散

7. [DP][NP] 【乗員の義務と制限】

- 7.1 1チームの合計乗員数はコモドアを含め6名以内とする。乗員の体重制限は無い。
7.2 コモドアは第1レース及びそれ以降の少なくとも1レース以上はヘルムを務めなければならない。
7.3 第2レース以降、各レースのヘルムスマン、クルーの変更は認める。但し、総乗員数は第1レースと同一でなければならない。
7.4 クルーは参加受付時に提出したクルーリストに登録された者であること。
7.5 主催者は登録されたクルーが競技を続けることができなくなった時、代理のクルーを認めることができる。

8. 【コース】

- 8.1 コースは右図の通りスタート→マーク1→マーク2→マーク1→フィニッシュとする。
8.2 スタートおよびフィニッシュラインは、マーク2とオレンジ旗を掲揚した本部船のマストとを結んだラインとする。
8.3 本部船は接触を回避する為に本部船につながれたブイもしくは浮子を船尾から流すことがある。これらは本部艇の一部とみなす。
8.4 スタート後のレースの短縮及び中止はRRS 32の手順に従う。



9. 【マーク】

マーク1及びマーク2は黄色の台形の自走式ブイ（以下MSBと略す）である。

10. [DP][NP] 【障害物】

ローイング中であるとアンカリング中であるにかかわらず、レースエリア内にいるローボートの周囲10mの範囲内は障害物とみなす。レース中、艇はこの範囲内を帆走してはならない。



艇が、この範囲内を帆走した場合は『スポーツマンシップの違反を犯した』UF3.4(4)とする。

11. 【スタート】

- 11.1 レースは RRS26 を用いて、予告信号をスタート信号の 5 分前としスタートさせる。
予告信号はピンク旗を使用する。
- 11.2 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低 5 分以前に音響 1 声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 11.3 スタート・ラインはスターボードの端にある本部船上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のマーク 2 のコース側との間とする。
- 11.4 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は審問なしに「スタートしなかった」と記録される。
(RRS 付則 A4 の変更)

12. 【コースの次のレグの変更】

コースの次のレグの変更はマーク 2 付近に位置する運営艇に C 旗を掲揚し反復音響信号を発し、コースの次のレグを変更するためにレース委員会は元のマークを新しい位置に移動する。(RRS 33 の変更)。

13. 【フィニッシュ】

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にある本部船上の青色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のマーク 2 のコース側の間とする。

14. 【ペナルティー方式】

- 14.1 RRS 44.3『得点ペナルティー』が適用される。
- 14.2 レース中に、1 件のインシデントで 1 つかそれ以上の第 2 章の規則または規則 31 に違反したかもしれない艇は、『1 回転ペナルティー』を履行することができる。ただし、マークのゾーンにおける 1 件のインシデントで、1 つかそれ以上の第 2 章の規則違反をしたかもしれない艇のペナルティーは『2 回転ペナルティー』である。これは規則 44.1 の前段と UF3.1 を変更している。

15. 【タイムリミット】

トップフィニッシュ艇より 15 分を経過してもフィニッシュしなかった艇は DNF と記録される。
(RRS 35 と A4、A5 の変更)

16. 【得点、順位】

- 16.1 湘南コモドアズカップは 1 レースをもって成立する。
- 16.2 本大会はすべてのレースの得点の合計で順位を決定する。
- 16.3 付則 A 5.3 が適用される。

17. [DP][NP] 【安全規定】

レースからリタイアする艇は、最初の妥当な機会にレース委員会に伝えなければならない。



18. 【運営船】

運営船は以下の通り

本部船： JSAF バージを掲揚

アンパイア艇： 英文字「J」を付した旗を掲揚

マーク艇： 外洋湘南バージを掲揚

19. 【賞】

20.1 シリーズ総合得点 1 位の艇には 2024 湘南コモドアズカップチャンピオンフラッグが授与される。

20.2 主催者はその他の賞を授与する場合がある。

20. 【リスク・ステートメント】

20.1 RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

20.2 主催団体である JSAF 加盟団体 外洋湘南 並びに実行委員会はレース艇が引き起こした大会の前後、期間中に生じた直接・間接を含む物理的損害または身体障害に対していかなる責任も負わない。

21. 【肖像権】

レース参加者は、主催者に対し陸上または海上で撮影・収録されたレースに関する写真、映像または音声 について、使用、複製及び公開する権利を永久的に無償で与えるものとする。

以 上



Appendix UF

アンパイア制フリート・レース [2024 湘南コモドアズカップ]

[2022/10/5]版

アンパイア制フリート・レースは、本付則によって変更されたセーリング競技規則に基づいて行われなければならない。レースは、アンパイア制で行わなければならない。UF1 の規則変更は、規定 28.1.5(b) に基づき、用意された選択肢のみが使われているという条件で World Sailing が承認したものである。本付則は、レース公示に記述され、かつすべての競技者に入手可能にした場合にのみ適用される。

UF 1 定義、第 1 章と第 2 章の規則、および規則 70 の変更

- UF 1.1 定義『プロパー・コース』に以下を追加する。
ペナルティーを履行している艇、またはペナルティーを履行するために操船している艇は、
プロパー・コースを帆走していない。
- UF 1.2 新規則 7 を第 1 章に追加する。
7 最後の確かな点
アンパイアは、艇の状態または他艇との関係が変わったと確信を持つまでは、それらは変わっていないとみなす。
- UF 1.3 規則 14 を以下のとおり変更する。
14 接触の回避
14.1 常識的に可能な場合には、艇は、
(a) 他艇との接触を回避しなければならない。
(b) 艇間との接触を引き起こしてはならない。かつ
(c) 艇と回避すべき対象物との間の接触を引き起こしてはならない。

ただし、航路権艇、または得る資格があるルームもしくはマークルーム内を帆走している艇は、相手艇が避けていないか、またはルームもしくはマークルームを与えないことが明らかになるまで、接触を回避する行動をとる必要はない。
- UF 1.4 規則 20 が適用される場合、声をかけることに加えて以下の腕信号が必要とされる。
(a) タックするためのルームについては、風上の方角を繰り返しはっきりと指すこと。
(b) 「ユー・タック」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上方向へ振ること。
- UF 1.5 規則 70 を削除する。【NA への上告と要請】

UF 2 他の規則の変更

- UF 2.1 規則 28.2 を以下のとおり変更する。
28 レースの帆走
28.2 艇は、次のマークを回航し終えていないか、またはフィニッシュするためにフィニッシュ・ラインを横切っていない場合に限り、コースの帆走の誤りを正すことができる。



UF 2.2 規則 3 1 を以下のとおり変更する。

31 マークとの接触

レース中、乗員または艇体のいかなる部分も、スタート前のスタート・マーク、帆走中のコースのレグの起点、境界または終点となるマーク、またはフィニッシュ後にフィニッシュ・マークに接触してはならない。さらに、レース中、艇はマークを兼ねるレース委員会船に接触してはならない。

UF 2.3 規則 P1 から P4 は適用されないものとする。

UF 3 水上での抗議とペナルティー

UF 3.1 本付則では、「ペナルティー」は、以下を意味する。

規則 44.2 に従って履行された『1 回転ペナルティー』。

UF 3.2 規則 44.1 の最初の文を以下のとおり変更する。

レース中に、1 件のインシデントで 1 つかそれ以上の第 2 章の規則（損傷や傷害を引き起こした場合の規則 14 を除く）、規則 31 または 42 に違反したかもしれない艇は、ペナルティーを履行することができる。ただし、艇が同一のインシデントで第 2 章の規則と規則 31 に違反した場合、規則 31 違反によるペナルティーを履行する必要はない。

UF 3.3 艇による水上での抗議とペナルティー

- (a) レース中に、艇は第 2 章の規則（規則 14 を除く）、規則 31 または 42 に基づき、他艇を抗議することができる。ただし、艇は自らが関与したインシデントに対してのみ、第 2 章の規則に基づいて抗議することができる。抗議するためには、「プロテスト」と声をかけ、目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。それぞれを最初の妥当な機会に行わなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行した後、またはアンパイアの判定後、最初の妥当な機会に、またはその前に、旗を降下しなければならない。
- (b) 規則 UF 3.3(a) に基づいて抗議する艇には、審問を受ける権利はない。その代わり、インシデントに関与した艇は、自発的にペナルティーを履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのようななどの艇にも、ペナルティーを課すことができる。

UF 3.4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議

(a) 艇が以下のいずれかの場合、

- (1) 規則 31 に違反し、ペナルティーを履行しない
- (2) 規則 42 に違反した
- (3) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となった
- (4) スポーツマンシップの違反を犯した
- (5) 規則 UF 3.6 に従わないか、もしくはアンパイアによりペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない
- (6) 規則 UF 2.1（規則 28.2）に従わなかった場合、アンパイアは、規則 UF 3.5(c) に基づき、艇を失格としなければならない。

アンパイアは、他艇による抗議なしに艇にペナルティーを課すことができる。そのアンパイアは、規則 UF 3.5(b) に従って信号を発することにより、1 つまたはそれ以上ペナルティーを課すか、または規則 UF 3.5(c) に基づき艇を失格とするか、または、さらなる処置を求めてプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティーを履行



しないか、不正確に履行したために規則 UF 3.4(a) (5)に基づきペナルティーを課された場合、元のペナルティーは取り消される。

- (b) 自ら目撃したか、またはあらゆる情報源から受け取った報告を基に、艇が、規則 UF 3.6 または規則 28、または規則 UF 3.3(a)に挙げられた規則、以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、規則 60.3 に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、そのアンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、規則 14 違反の申し立てをプロテスト委員会に通知することはない。

UF 3.5 アンパイアの信号

アンパイアは、以下のとおりに判定の信号を発する。

- (a) 長音 1 声と共に掲揚する緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。
(b) 長音 1 声と共に掲揚する赤色旗は、「ペナルティーが課された、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。
(c) 長音 1 声と共に掲揚する黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。

UF 3.6 ペナルティーが課された場合

- (a) 規則 UF 3.5(b)に基づきペナルティーを課された艇は、ペナルティーを履行しなければならない。
(b) 規則 UF 3.5(c)に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

UF 4 レース委員会の処置

UF4.1 艇のフィニッシュ後、レース委員会は競技者に結果を、公式掲示板上において通知する。

UF 5 抗議、救済または審問再開の要求、上告、その他の手続き

UF 5.1 アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。

UF 5.2 以下のいずれかを行おうとする艇は、
(a) 規則 UF 3.6 または規則 28、または規則 UF 3.3(a)に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する
(b) 損傷または傷害を引き起こした接触があった場合に、規則 14 に基づき他艇を抗議する
(c) 救済要求をする
次の方法でレース委員会に伝えなければならない。

フィニッシュ後、赤色旗を掲揚して速やかに本部船にその旨を伝える。

UF 5.3 規則 UF 5.3 に定義された締切時刻は、当該抗議が認められる場合は、規則 UF 5.9、UF 5.10 および UF 5.11 に基づく抗議にも適用される。プロテスト委員会は、延長するもっともな理由がある場合には、その締切時刻を延長しなければならない。

UF 5.4 レース委員会は、規則 UF 5.3 に基づき伝えられた抗議や救済要求について、プロテスト委員会に速やかに知らせるものとする。



UF 5.5 規則 61.1(a) の 3 番目の文章と規則 61.1(a)(2) のすべてを削除する。
規則 62.1(a) を削除する。

UF 5.6 規則 64.2 の初めの 3 つの文章を以下のとおり変更する。

プロテスト委員会は、抗議の審問の**当事者**である艇が**規則**に違反したと判定した場合、失格以外のペナルティーを課することができ、公平と判断する別の得点調整を行うことができる。艇が**レース中**でない時に**規則**に違反した場合には、プロテスト委員会は、ペナルティーをそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに適用するか、または別の調整を行うかを、決めなければならない。

UF 5.7 審問

規則 69.2 に基づく審問を除き、

- (a) 抗議と救済要求は、書面である必要はない。
- (b) プロテスト委員会は、適切と考える方法で被抗議者に審問のことを知らせ、予定を決めることができ、それを口頭で伝えることができる。
- (c) プロテスト委員会は、適切と考える方法で証言をとり、審問を進めることができ、その判決を口頭で伝えることができる。
- (d) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判定した場合には、整数または分数の得点ペナルティーを課すか、または公平と判断する別の調整を行うことができ、それにはペナルティーを課さないということもある。
- (e) プロテスト委員会が規則 UF 5.7 に従って艇にペナルティーを課した場合、または標準ペナルティーが適用された場合には、他のすべての艇に、ペナルティーを課された艇の得点変更について通知される。

UF 5.8 レース委員会は、艇を抗議することはない。

UF 5.9 プロテスト委員会は、規則 60.3 に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、規則 UF 3.6 または規則 28、規則 UF 3.3(a) に挙げられた規則、または損傷もしくは傷害があった場合を除く規則 14 の違反に対し、艇を抗議することはない。

UF 5.10 テクニカル委員会は、艇または個人装備が、クラス規則、規則 50 または存在するなら、その大会の装備規則に従っていないと判断した場合にのみ、規則 60.4 に基づき艇を抗議する。そのような場合には、テクニカル委員会は抗議をしなければならない。

UF 5.11 規則 66.2 を以下のとおり変更する。

本付則に基づく審問の**当事者**は、審問の再開の要求をすることができない。

以上